○技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令

昭和44年４月23日

警察本部訓令第12号

警　察　本　部　長

技能職員の給与、退職手当および旅費に関する訓令を次のように定める。

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令

題名改正〔昭和52年第８号、57年第５号〕

（趣旨）

第１条　この訓令は、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他の勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和52年第８号、57年第５号〕

（技能職員の範囲）

第２条　この訓令において「技能職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、埼玉県警察組織規程（昭和51年埼玉県警察本部訓令第１号）別表２に定める技能職員をもつてあてる職にある者とする。

一部改正〔昭和52年第８号〕

（勤務時間等）

第３条　技能職員の勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日及び休憩時間については埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号。以下「処務規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

追加〔昭和57年第５号〕、一部改正〔平成７年第８号、19年第13号〕

（休日及び休暇）

第４条　技能職員の休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年埼玉県条例第２号）の適用を受ける職員の例による。

追加〔昭和57年第５号〕、一部改正〔平成７年第８号〕

（給与、退職手当及び旅費）

第５条　技能職員の給与、退職手当及び旅費については、技能職員の給与等に関する訓令（平成12年埼玉県警察本部訓令第11号）の定めるところによる。

一部改正〔昭和52年第８号、57年第５号、平成６年第18号、７年第８号、12年第34号〕

（服務、事務処理等）

第６条　技能職員の服務、事務処理等については、埼玉県警察職員服務規程（昭和60年埼玉県警察本部訓令第９号）及び処務規程の定めるところによる。

追加〔昭和57年第５号〕、一部改正〔昭和60年第11号〕

附　則

この訓令は、昭和44年４月23日から施行し、昭和44年４月１日から適用する。

附　則（昭和52年３月29日警察本部訓令第８号）

この訓令は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（昭和57年３月26日警察本部訓令第５号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、昭和57年３月26日から施行する。

附　則（昭和60年３月23日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（平成元年４月28日警察本部訓令第12号）

１　この訓令は、平成元年５月１日から施行する。ただし、第１条〔埼玉県警察処務規程の一部改正〕の改正規定中、第23条、第24条、第29条、第36条、様式第12号及び様式第15号は、平成元年４月１日から適用する。

２　埼玉県警察職員の勤務を要しない時間の指定に関する訓令（昭和63年埼玉県警察本部訓令第11号）は、廃止する。

附　則（平成６年３月31日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７年３月27日警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成12年８月31日警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成12年９月１日から施行する。ただし、第１条「埼玉県警察処務規程の一部改正」の改正規定中、第35条並びに様式第16号及び様式第16号の２は、平成12年９月14から施行する。

附　則（平成19年３月30日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。